

平成25年度

第3回

南三陸町都市計画審議会

平成26年 1月15日(水) 14:00~

南三陸町役場大会議室

署名委員

山本貴和

【会 長】

- ・ 本日はお忙しい中、当審議会に参加いただき感謝申し上げます。また、新委員の皆様においても、ご協力を頂き、活発な審議となるようご協力をお願いします。

本日の議案都市計画道路3・4・3十日町大森線は復興事業の基盤になるものと考えているため、慎重な議論をお願いしたい。

■ 資料の確認及び進行の交代

【事務局】 配布資料の確認を行う。これ以降は進行を会長にお願いします。

■ 議事録署名人及び傍聴申出について

① 議事録署名人

【会 長】 審議会運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名する。本日の議事録署名人には、山本貴和委員を指名する。

② 傍聴の申出について

【会 長】 審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申出について報告願う。

【事務局】 一般傍聴者及び報道関係者の傍聴については、申出が無かったことを報告する。

3 議 事

【会 長】 議案第1号都市計画道路3・4・3十日町大森線の追加について事務局に説明を求め
る。

【事務局】

① 都市計画の概要

本日はご多忙の中、審議会に参加いただき感謝申し上げます。

まず、都市計画の概要について説明する。都市計画とは都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的としている。都市計画の対象となる地域は都市計画区域内の地域である。都市計画区域は配布資料の総括図に記述している。都市計画区域内には用途地域を定め、将来の土地利用を踏まえ、都市機能の増進や良好な住環境整備を図っている。用途地域については、現状とそぐわない点もあるため、今後見直しを検討していきたい。

都市計画審議会とは各自治体の条例に基づき設置し、各都市計画の諮問に応じ開催されるものである。都市計画の決定は、都市計画区域内の土地に一定の制約を設けるため、住民の権利を保護する必要があるため、そのために第三者からなる審議会を設置している。

本議案は県決定であるが、県より町長に意見を求められたため、本審議会を開催した次第である。

② 計画全般について

都市計画道路3・4・3十日町大森線について説明する。

配布資料の志津川地区都市計画道路の変更（宮城県決定）という資料を参照頂きたい。これが、都市計画の手続き上の計画書である。種別・幹線街路・名称等が記載されている。起点は字十日町、終点は字大森である。延長は840m、変更理由としては国道45号及び国道398号と志津川港を結ぶ産業ゾーンの骨格として当該道路を追加するものであるとされております。

都市計画に係る土地として追加するのは字十日町、南町、本浜町、大森町、大森の一部である。具体的な位置等は総括図・計画図・字界図に記載しているので参照頂きたい。地形図は震災後のものである。

③ 道路構造について

都市計画道路について説明する。都市計画道路とは自治体がまちの将来を計画する際に都市計画法に基づいて決定され、市町村道から国道までが対象となり、都市の骨格となる道路である。今回ご審議いただく道路は宮城県が施行し管理する「県道」である。

十日町大森線という路線名の前に付されている番号「3・4・3」の意味だが、順に「道路区分」、「道路規模」、「一連番号」となっている。「道路区分」は①自動車専用道路、②幹線街路、③区画街路、④特殊街路（歩行者専用道路、自転車道等）の4種類となっており、十日町大森線は幹線街路としての位置付けであることから「3」（幹線道路）という番号が付されている。

「道路規模」だが、道路の幅員によって区分されており十日町大森線は道路幅員16mであることから規模区分番号「4」（代表幅員16m以上22m未満）という番号が付されている。

「一連番号」だが、区分ごとに一連の番号が付されることとなっており、「1」が国道45号、「2」が国道398号となり、今回の十日町大森線が「3」となる。国道45号、398号については既に都市計画決定済み。

このことから、幹線道路・幅員16m・一連番号の3番目であるといった意味合いで「3・4・3」という番号が付されている。

道路構造についての説明に入る。これから説明する十日町大森線の道路設計は「道路構造令」を遵守した設計である。「道路構造令」とは道路法の規定に基づき、道路を新設し、または改築する場合における道路構造の一般的技術的基準を定めた政令のこと。

十日町大森線は既に都市計画決定されている国道45号と国道398号の交差点部、小字でいうと字十日町を起点とし、字本浜町を経過し、終点は字大森の現道にすりつけ、延長約840mで計画している。なお、終点部は現在屈曲（馬蹄型）した道路線形となっているが、線形を見直すことにより直線的に現道にすりつける計画としている。

道路構造としては、2車線で幅員16mの道路となるので、有事の際に道路の両側に1台ずつ停車していたとしても道路中央を緊急車両が通行できる幅員を確保している。主な特徴としては、海面を基準（0m）とした高さ8.7m（現地盤からですと約7mの高さ）の防潮堤と一部並行して走る線形となっており、新井田川は橋梁で越える計画となっている。

歩道については、起点から新井田川の左岸（東側）の防潮堤の海側にアクセスする道路との交差部までを両側に歩道を設置し、そこから現道すりつけ区間（終点部まで）を山側の片側歩道で計画している。

なお、工事の施工は宮城県との協議により、盛土までは町がまちづくりの造成に合わせて一体的に施工することとしており、その盛土分についての費用は県から町に委託される予定である。

続いて、「縦断図」を説明する。右上に表示されている道路設計における基本条件だが、道路区分第3種第3級というのは、「第3種」とは地方部（都市部・地方部で区分されている）であることを意味し、「第3級」とは日当たり計画交通量によって区分された級種である。当該道路の設計速度は、40km/時間である。

国道45号と国道398号の交差点が起点、字大森が終点表示になっている。道路縦断で一番高くなるのが新井田川に架かる橋梁部である。新井田川の左右岸に築かれる河川堤防の高さが防潮堤の高さと同じ8.7mであることからその堤防の上に橋梁を架設することになるので、14mという高さになる。

橋梁が高くなることから前後は2.5%の勾配で橋梁に取付くことになる。2.5%の勾配とは、水平10mに対して25cmの高低差があることを意味する。道路全体としては、橋梁部以外においても0.3%~1%弱の非常に緩やかな勾配となっている。

道路幅員は一般部、橋梁部ともに全体幅員16mである。車道部は停車帯を含め幅員9m、歩道部は幅員3.5mとなっている。国道45号交差点部は右折レーンを設けることから幅員17mで設計している。道路路面排水を考慮した横断勾配はいずれもセンターラインから左右に2%となっている。

防潮堤と並行して走る区間の両側に歩道を設置する標準的な道路の幅員は一般部と同じ16mだが、道路の高さは防潮堤よりも高く計画している。これは、防潮堤の背後（陸側）の土地利用計画における市街地造成高に合わせた高さで計画しているからである。道路と防潮堤計画高さとは高低差が生じるため、安全対策施設として転落防止柵を設置する。

防潮堤と並行して走る区間の幅員は車道部、歩道部ともに特に変更ないが、片側歩道であることから全体幅員としては片側に歩道が無い分、狭くなっている。おおよそ当該断面にて終点の現道にすりつく計画となっている。

最後に国道45号・国道398号と当該道路の交差点について説明する。交差点部は右折車線を設け、その延長は50mである。うち滞留長は30m、普通車両で5~6台滞留できる延長を確保している。交差点部の幅員構成や構造等においても、道路構造令を遵守した設計となっている。

以上、都市計画道路3・4・3十日町大森線（県道清水浜志津川港線）における道路構造の説明を終了する。

④ 質疑応答

【会長】 事務局からの説明に対して、質疑あれば発言願う。

【委員】 計画堤防の高さから道路の中心までの高低差はいくらか。

【事務局】 標準的なところで、1.3から1.5mである。

【委員】 都市計画道路3・4・3十日町大森線を宮城県はいつ決定したのか。また、既決定済みの道路の決定時期を回答願う。

土地の買収状況はどうなっているのか。売らない人に対してどうするのか。

【事務局】 都市計画道路3・4・3十日町大森線は県の事務手続きであるが、2月中の告示を予定している。すでに決定済みの道路は平成24年9月18日に告示している。

当該道路は区画整理内にあるため、減歩により道路用地が手当される。一部、区画整理外であるが、概ね防災集団移転事業の買取により町有地となっている。残る地権者も事前協議の感触では概ね問題ないと考えている。

【委員】 都市計画道路3・4・3十日町大森線の計画策定者は誰か。またその手順はどのようになっているのか。

【事務局】 手順は町が復興計画を策定し、その中でたたき台を町が策定した。その後、国・県と合意形成を図りながら計画策定を進めてきた。

【委員】 標準横断図では防潮堤から繋がる道路の勾配はどうなっているのか。

防潮堤の外側の嵩上げはどうなっているのか。

幅員はいくらあるのか。

【事務局】 漁港部への接道は直線ではなく、曲線的に設置し、勾配を減少させる予定である。詳細設計ができていないため、具体的な勾配は示せないが、通行に支障がないよう設置し

たい。

嵩上げは未確定だが、2mの予定（場所によって多少異なる）。

幅員は詳細設計の資料がないため未確定であるが、8から10m前後になる予定である。

【委員】 港橋は廃止になるのか。

終点の先は県道清水浜志津川港線で良いか。

将来は同じ路線の中で、名称が2つになるのか。

終点から先の道路と都市計画道路では道路の性能に差ができることになる。区画整理地区外の県道整備は要望しないのか。

【事務局】 基本的に現状の道路は廃止する。

ご質問の通りである。今回は区画整理地区内の都市計画決定する分について審議して頂いている。

名称が1本の道路に2つあると考えて頂きたい。

県道であり、民家が隣接していることから、部分的な改良はできるかもしれない。今後、県と調整することを検討したい。

【委員】 大森地区の既存道路への乗り入れはどうなっているのか。

【事務局】 高台からの土砂により盛土し、すりつける予定である。

【委員】 盛土の上に都市計画道路3・4・3十日町大森線ができるそうだが、それ以外の道路は廃止になるのか。

市街地内の道路を廃止した場合、町民から要望が出たらどうするのか。

【事務局】 都市計画道路は都市計画域内において重要と考えている幹線道路である。これは、都市計画上の廃止である。それ以外の町道の廃止は議決案件であり、町の手続きにより廃止などの手続きを行っていく。

区画整理地区内の街区道路は今後の詳細設計のなかで検討していくこととなる。区画整理事業が進んだ段階で町民からの要望等を受けられるよう検討したい。

⑤ 採 決

【会長】 議案第1号都市計画道路3・4・3十日町大森線を原案のとおり可決してよいか。

【委員】 異議なし。

以上、議案第1号は原案のとおり可決。

⑥ その他

【会長】 事務局から報告はあるか。

【事務局】 本日、審議会に参加いただいたお礼を兼ね、報告すべき事項を申し上げる。

審議内容を県に報告し、県と報告して事業を進めてまいりたい。

報告事項としては、国道45号・398号迂回路の件である。1月17日に住民説明会を開催した。迂回路は区画整理事業を円滑に進めるために計画している。順調にいけば平成26年6月または7月を目途に迂回路に切替えたいと考えている。ただし、迂回路建設に伴い、支障となる電柱があるので、その移設に時間を要すれば迂回路切替が遅れる可能性はある。

また、住民の皆様には迂回路の情報を多様な媒体を通じ、周知徹底してく予定である。以上で、報告事項を終了する。

本日は、審議会にご参加いただき感謝申し上げます。

4 閉 会

【事務局】 本議案で審議頂いた議案は、町長宛てに答申いただくことになる。閉会后速やかに、文章にて答申することに異議はないか。

【委 員】 異議なし。

【事務局】 次回の審議会は3月20日頃を予定している。審議内容は中瀬町から竹川原県営ほ場整備事業に伴う用途廃止などを予定している。年度末のお忙しい時期ではあるが、復興事業のスケジュールから、3月中の開催を予定している。

以上で平成25年度第3回南三陸町都市計画審議会を閉会する。

以 上